

化粧石けんに関する注意事項のお知らせ

事 務 連 絡

平成18年12月27日

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 御中

神奈川県保健福祉部障害福祉課

化粧石けんに関する薬事法による規制について（情報提供）

日ごろより地域における障害者の自立と社会参加の促進とともに「ともしび生産振興事業」の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、障害者地域作業所などにおいては、生産活動の一環として、石けんの製造、販売も行なわれているところと承知しています。

一般に、石けんには、洗濯石けん、化粧石けんなど、様々なものがありますが、これらのうち、化粧石けんの製造、販売に関しては、次のような薬事法による規制がありますので、念のため会員等に周知して下さるようお願いいたします。

洗濯石けんや香りを楽しむ石けんなどは、薬事法による規制はありませんが、手や顔など人の肌を洗うための石けん（化粧石けん）については、薬事法第2条第3項の規定による「化粧品」に該当するため、薬事法第12条、同法第13条の規定による許可を受けた者でなければ製造、販売ができないこととされています。

なお、無許可で製造、販売した場合は、罰則規定があります。

規制の内容を詳しくお知りになりたい場合は、神奈川県保健福祉部薬務課生産指導班（電話045-210-4976）にお問い合わせください。

問い合わせ先

社会参加推進班 高橋（力）

電話（045）210-4709